

企画競争実施に関する公示

2026（令和 8）年 9 月 8 日

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

独立行政法人国際交流基金
契約担当職
理事 古屋 昌人

記

1. 調達内容

- (1) 業務名 : 2027（令和 9）年度「日 ASEAN 中高教員交流事業」企画運営実施業務
- (2) 業務概要: 公示日以降に配布する仕様書の通り
- (3) 契約期間: 契約締結日から 2028（令和 10）年 3 月 15 日
- (4) 履行場所: 指定場所
- (5) 契約の相手方の決定方法: 企画競争とし、応募者から提出される企画提案書について書類審査、およびプレゼンテーション審査により総合的な評価を行った上で、契約相手方の交渉順位を決める。上位者から順に交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国際交流基金会計細則第 16 条又は第 18 条の規定に該当しない者であること。会計細則については下記枠内参照。

第 16 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争入札及び会計規程第 24 条に定める指名競争（以下「競争」という。）に参加させることができない。

第 18 条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (2) 令和 7・8・9 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「A」等級を有する者であること。

全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと（独立行政法人国際交流基金（以下「JF」という。）では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること）。

※調達ポータルサイト

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

- (3) JF または外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。
- (4) JF との契約に関して過去 1 年において債務不履行、納期遅滞等を起こしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 定期的に JF 本部（東京都新宿区四谷）での打ち合わせに参加することが可能な者であること。
- (6) 本件競争参加を通じて得た本件業務に関する機密情報の守秘を誓約する者であること。
- (7) 日本語および英語でのコミュニケーションが可能な担当者を配置できる者であること。
- (8) 公共機関（中央省庁、地方自治体、独立行政法人、地方公共団体、日本に所在する外国政府機関等を含む公的機関）または公共性の高い業務を実施する民間団体が、青少年（外国人を含む）のグループを対象に実施した、契約金額 10,000,000 円（税込）以上の訪日事業の企画策定及び実施の実績を過去 5 年間に 1 件 以上有する者であること（実績は、入札に参加する法人名で契約・実施した業務に限る）。
- (9) 業務遂行に必要な体制を有すると認められる者であること。
- (10) 下記 5. (1) の説明会に参加した者。

3. 評価項目

以下の項目について評価する。評価基準を構成するその他の事項については、提出書類作成要領（企画競争説明書）に拠る。

- (1) 事業の実施方針、事業の実施に係る企画・調整から実施・報告までの本事業の計画日程
- (2) 法人としての類似業務の実施経験
- (3) 業務管理方法、人員配置計画、各人員の経験・能力・業務分担などを含む実施体制、個人情報に関する取扱い、危機管理体制・対策
- (4) フライト案、プログラム内容・日程案、事業フォローアップに関する提案、事後報告書（一般向け広報）に関する提案
- (5) 見積単価及び数量の設定等の適正さ
- (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進

4. 上限金額：総額 123,460,000 円（税込）

5. 説明会

※オンサイトでの開催。参加必須

- (1) 日時：2026 年 9 月 29 日（火）11 時 00 分～12 時 00 分（参加必須）
- (2) 説明会場所：JF 本部ホールさくら B（新宿区四谷）
- (3) 参加方法：説明会に参加を希望する者は、9 月 29 日（火）10 時 00 分までに下記 9. (3) の担当者宛に、E メールで参加希望の旨を連絡すること。1 社からの参加人数は 1 名までとする。

6. 提案書等の提出期限及び方法

2026 年 10 月 19 日（月）正午（必着）までに、下記 9.（3）記載の宛先に、郵送又は持参で提出のこと（宅配便の利用可）。提出の際は、外装に朱書きにて「2027 年度中高教員交流事業 提出書類在中」と記載のこと。郵送の場合は、書留・宅配便等の追跡可能な手段により、提出期限までに到着するよう送付し、WEB 追跡システム等で到着を確認すること。別途、同内容の提案書（PDF）を E メールで期日までに提出すること。

7. 企画提案書に関するプレゼンテーション

JF が指定する日時・場所で、企画提案内容の概要に関するプレゼンテーションを行う。詳細は対象者に個別に連絡する。予定は次の通り。

- （1）日時：2026 年 10 月 22 日（木）
- （2）時間：1 参加者あたり 30 分程度（準備・プレゼンテーション：20 分、質疑応答：10 分）。ただし、参加者数の多寡により変更があり得る。
- （3）場所：JF 本部会議室またはオンライン

8. 結果通知

2026 年 10 月 30 日（金）（予定）頃に E メールおよび書面で通知する。

9. 担当部署及び説明書等交付概要：

- （1）提出書類作成要領（企画競争説明書）及び仕様書の交付方法

交付希望者に対し、E メールまたは JF が有する Microsoft SharePoint により交付する。交付を希望する者は、2026 年 9 月 29 日（月）10 時までに、下記（3）担当者宛に会社名、担当者名、電話番号、E メールアドレスを記載のうえ、指定の誓約書（別紙 2-1）に必要事項を入力したものを添付して E メールで申し込むこと。

- （2）募集内容に関する質問：

説明書等の受領後、募集内容に関して質問がある場合には、2026 年 10 月 5 日（月）正午までに、担当者宛に電子メールで質問事項を送付すること。質問への回答は、2026 年 10 月 9 日（金）までに本件企画競争参加者全員に BCC でメール送信する。なお、質問受付締切後の異議申し立ては認めない。

- （3）担当部署/連絡先

独立行政法人国際交流基金 国際対話部事業第 2 チーム（担当：山崎/渡邊/高藤）

東京都新宿区四谷 1 丁目 6 番 4 号四谷クルーセ

TEL:03-5369-6074

E-mail: gp2asean_tender@jpf.go.jp

以上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人。

2. 公表する情報

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の事業概要
- (3) 当該在職者の法人における役職
- (4) 当該在職者の当基金における最終役職
- (5) 直近の会計年度における取引高
- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）
- (2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内（4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内）

以 上